

みえこどもの城ドームシアターネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集の目的

みえこどもの城利用者のサービスの維持・向上に繋げていくため、ネーミングライツ・パートナーを以下のとおり募集します。

2 募集概要

(1) 対象施設

ア 施設名

三重県立みえこどもの城施設内 ドームシアター（プラネタリウム）

イ 契約下限額（年額）

170万円

ウ 契約期間

令和4年度～令和13年度（10年間）

※1 契約下限額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※2 指定管理者制度（指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団）を導入しています。

(2) ドームシアターの命名

① 命名条件

ア 愛称は、企業名等を冠し、末尾に「(ドーム) シアター」又は「プラネタリウム」を含めたいうで、親しみやすさ、呼びやすさを有し、みえこどもの城のイメージにあうものとしてください。

なお、三重県広告掲載要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するもの、ロゴマーク、キャラクターは愛称として使用できません。

イ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

ウ 県及び指定管理者（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団）が作成するパンフレット等の印刷物やホームページ等において、愛称とともに、従前の名称を併記させていただくことがあります。

エ 愛称については、商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。

なお、商標権等で問題が生じた場合、応募者が解決するものとします。

② 名称変更等に伴う費用の負担

ア 敷地内外の名称表示の変更（施設看板）

ネーミングライツ・パートナー（命名権料の他に別途ご負担いただきます。）

※1 敷地内の名称表示は、原則変更することとします。

若しくは、ドームシアター内の名称表示はすべて変更することとします。

※2 三重県屋外広告物条例で定めるところにより、屋外における表示は、名称のみに限られ、ロゴマーク、キャラクターの表示はできません。

イ 契約期間終了後の現状回復

- ネーミングライツ・パートナー（命名権料の他に別途ご負担いただきます。）
- ウ 契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更
- 三重県
- エ その他
- その他必要な費用がある場合は、別途ご負担いただきます。

(3) 応援メッセージの上映

ドームシアターにおいて、プラネタリアム等の上映の際、ネーミングライツ・パートナーによる応援メッセージ（画像）を上映します。

① 上映条件

ア 応援メッセージは、ネーミングライツ・パートナーの紹介を含めて、みえこどもの城に対するものとし、応援メッセージを構成する映像、字幕及び音声等内容全体で指定管理者（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団）の指定管理業務に支障のないものとしてください。

なお、三重県広告掲載要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するものは認められません。また、業界団体の販売促進や共同宣伝を含めることはできません。

イ 再生時間は60秒以内としてください。

ウ 応援メッセージの内容に本要項2(4)に定める応募資格の除外対象を含めないでください。

エ 応援メッセージについては、著作権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。

なお、著作権等で問題が生じた場合、応募者が解決するものとします。

② 応援メッセージの制作等に伴う費用の負担

ネーミングライツ・パートナー（命名権料の他に別途ご負担いただきます。）

③ 契約期間内の応援メッセージの変更

契約期間内に応援メッセージの変更を希望する場合はあらかじめ協議することとし、あらかじめ審査を行い適当と認められた後に変更できることとします。

- ※1 画像は、動画、静止画の区別を問いません。
- ※2 ナレーション等の音声、音楽を付すことができます。
- ※3 施設の機器等と調整するため、画像の修正を求めることがあります。
- ※4 ユニバーサルデザインに配慮して作成してください。

(4) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する場合は除きます。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

イ 消費者金融に係るもの

ウ たばこ・酒・ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

エ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの

- オ 県から落札資格停止等の措置を受けているもの又は不利益処分を受けているもの
- カ 消費税及び地方消費税並びに県税を滞納しているもの
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員が役員となっているもの
- ク 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ケ その他、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと県が認めるもの

3 応募方法

(1) 提出書類

次の書類を県に提出してください。

- ア ネーミングライツ取得申込書（様式1）
 - イ ネーミングライツ取得申込に係る誓約書（様式2）
 - ウ 暴力団との関係についての申立書（様式3）
 - エ 会社概要（企業紹介のパンフレット、ホームページのプリントアウトなどで可）
 - オ 申込みの日の属する事業年度の直近3事業年度分の貸借対照表、収支決算書、その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
 - カ 登記事項証明書
 - キ 納税証明書等（提出日において、発行の日から3か月以内のものに限る）
 - 県税の納税確認書
 - 消費税及び地方消費税の納税証明書その3
 - ク 約款若しくは規約
 - ケ 本要項2(3)に関する応援メッセージの上映を希望する場合は、その内容を記載した提案書（様式自由）
- ※ 県が必要と認めた場合、追加資料の提出や愛称等の修正を求めることがあります。

(2) 提出書類の受付

- ア 受付期間
令和4年2月15日（火）から同年3月7日（月）までの間
- ※ 土、日、祝日を除く
- イ 受付時間
午前9時から午後5時まで
- ※ 正午から午後1時までの間を除く
- ウ 提出方法
 - 持参又は郵送（簡易書留に限る）にて提出してください。
 - 郵送の場合は、受付期間の最終日の午後5時必着とします。
- エ 提出先

本要項9に定める「問い合わせ先」へ郵送又は持参により提出
オ 提出部数
正本1部、副本1部（複写可）

(3) 質問の受付

募集要項に関する質問については、次のとおりとします。

ア 受付期間

令和4年2月16日（水）から同月22日（火）までの間

※ 土、日、祝日を除く

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までの間を除く

ウ 質問方法

質問内容を質問票（様式4）に記載のうえ、本要綱9に定める「問い合わせ先」へファクシミリ又は電子メールにより送信してください。

※ 提出から2日経過（土、日、祝日を除く）しても県から受付を行った旨の連絡がない場合、お手数ですが、「9問い合わせ先」へ電話連絡をしてください。

エ 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにより回答します。

（法人名等を除き、質問の概要を県のホームページにおいて、公表する場合があります。）

(4) その他

ア 申込に要する経費等は全て応募者の負担とします。

イ 提出された書類はお返ししません。

ウ 提出された書類は、必要に応じ複写します。

エ 情報公開請求があった場合には、三重県情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがあります。

4 選定方法

(1) ネーミングライツ・パートナー候補者の選定

審査会及び選定委員会を設置して、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

なお、審査会、選定委員会とも、内容の修正を求めた上で適否の判断等を行うことがあります。

ア 事前審査

審査会において、以下の適否を判定します。

○ 応募資格

本要項2(4)に定める資格を満たしているか

○ 経営状況

ネーミングライツ料が未納となる恐れはないか

- 愛称案
 - ・ 本要項 2 (2) アに定める条件を満たしているか
 - ・ 提出表示内容は、法令上問題がないか
- 応援メッセージ案
 - ・ 本要項 2 (3) に定める条件を満たしているか
 - ・ 提出表示内容は、法令上問題がないか
- 契約金額
 - 契約下限額を下回っていないか

イ 最終審査

選定委員会において、事前審査の判定を参考に適否の最終判断を行うとともに、応募が複数あった場合には、応募金額により応募者間の順位付けを行ったうえで、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

なお、金額が同額となった場合には、抽選により選定します。

(2) 選定結果

選定委員会終了後、文書にて応募者に通知します。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定と基本合意書の締結

県は、選定委員会において選定した候補者と愛称の導入時期等について協議を行い、合意に至り次第、ネーミングライツ・パートナーと決定し、基本合意書を締結します。

また、締結にあたっては、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、契約金額及び期間等を公表します。

5 契約締結

基本合意書締結後、愛称の導入時期までに、愛称の使用等に係る詳細について別途契約を締結するものとします。

6 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、各契約年度の4月末日までに当該年度分をお支払いいただくものとします。(ただし、初年度は別途定める期日までとします。)

また、年度分は一括払いとし、分割して支払うことはできません。

7 留意事項

- ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが本要項 2 (4) に掲げる要件をかくこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し、または契約の解除をすることが出来るものとします。

その場合、すでに送付済みのネーミングライツ料は返金しないものとし、原状

回復はネーミングライツ・パートナーの負担において行うものとします。

また、募集の趣旨に照らし、名称変更を求める場合があります。

- 契約締結後、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すことができない事由により当該施設に愛称表示ができなくなった場合などには、契約期間の変更等について双方協議のうえ決定することとします。

その場合、その期間（月単位）に応じたネーミングライツ料を負担するものとします。

8 その他

(1) 施設概要（三重県立みえこどもの城）

ア 住所

三重県松阪市立野町 1291 番地

イ 営業時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

ただし、11 月から 1 月までは、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

ウ 休館日

- 原則、毎週月曜日及び毎月第 3 水曜日

ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合、その翌日以降の休日でない最初の日が休館日。

- 年末年始

- その他特別な理由により、三重県が承認した休館日

エ 利用者数

- ドームシアター利用者数

平成 30 年度 29,241 人

令和 元年度 23,642 人

令和 2 年度 7,503 人

- 施設総利用者数

平成 30 年度 216,812 人

令和 元年度 192,783 人

令和 2 年度 116,342 人

オ ドームシアター座席数

160 席

(2) その他

名称表示について、この要項に記載のない事項については、三重県広告掲載要綱に従って取り扱います

9 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課（三重県庁 2 階） 和嶋

電話番号：059-224-2269 ファックス番号：059-224-2270

メールアドレス：shoshika@pref.mie.lg.jp